（様式５）

国立研究開発法人連携講座等設置契約書

国立大学法人東京大学（以下「甲」という。）と●●●（乙１）、▲▲▲（乙２）（以下、乙１及び乙２を総称して「乙」という。）は、次の各条によって国立研究開発法人連携講座等設置契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（定義）

第１条　「国立研究開発法人連携講座等」とは、乙から受け入れる共同研究の一環として、甲の学部及び研究科等の教育研究を行う大学院組織等並びに附置研究所及び文書館、学内共同教育研究施設、国際高等研究所に置かれる研究機構、学際融合研究施設、全国共同利用施設等の教育研究を行う組織に置かれる講座又は研究部門をいう。

（目的）

第２条　国立研究開発法人連携講座等は、公益性の高い共通の課題について甲と共同して実施する研究（以下「本共同研究」という）にあてる乙からの基礎的経費等を活用して実施するものである。

２　国立研究開発法人連携講座等の設置にあたり、学術と社会の発展の推進及び本学における教育研究の進展・充実を図ることを目的とし、教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び研究成果の公開化の推進に配慮する。

　（国立研究開発法人連携講座等の設置及び運営の原則）

第３条　国立研究開発法人連携講座等の設置及び運営については、甲及び乙は、運営にあたり国立研究開発法人連携講座等において甲の教育研究の自主性を確保するよう十分配慮しなければならない。

２　国立研究開発法人連携講座等の設置及び運営に際しては、次の事項を満たすものとする。

一　国立研究開発法人連携講座等に配置される教員は、本共同研究を行うことに加えて、甲の学部学生・大学院学生に対する教育も行うことができる。

二　甲は、乙に所属する者を民間機関等共同研究員として、本共同研究に従事するため受け入れることができる。

　（名称）

第４条　国立研究開発法人連携講座等には、当該講座等における教育研究の内容を示す名称を付すものとする。

　本講座の名称は「○○○○○○○○○○」とする。

　（国立研究開発法人連携講座等教員）

第５条　国立研究開発法人連携講座等教員には、乙のうち独立行政法人以外に所属する者及び甲の教員を充てることはできない。ただし、相当の理由がある場合には、甲の教員の兼任を認めるものとする。

２　国立研究開発法人連携講座等教員のうち、少なくとも１名は、教授に相当する者又は准教授に相当する者でなければならない。

３　国立研究開発法人連携講座等教員の選考は、甲の教員選考基準に準じて行う。

（国立研究開発法人連携講座等教員の職務）

第６条　国立研究開発法人連携講座等教員は、国立研究開発法人連携講座等において本共同研究を行う。

２　国立研究開発法人連携講座等教員は、第２条に掲げる国立研究開発法人連携講座等の目的を達成するために必要な研究を、自由な発想のもとに行うことができる。

（評価）

第７条　国立研究開発法人連携講座等の教育内容とその方法及び研究活動を評価するために、甲に評価委員会を設置し、毎年度及び設置期間終了後、評価を行う。

（設置期間）

第８条　国立研究開発法人連携講座等の設置期間は、●●年●●月●●日から●●年●●月●●日とする。

（活動経費の負担）

第９条　乙は、国立研究開発法人連携講座等の運営及び本共同研究の実施に必要な以下の活動経費を負担するものとする。負担額は別表１に掲げる金額とする。

　一　甲の施設・備品の維持・管理に必要な経常経費等を除く、国立研究開発法人連携講座等教員の人件費、謝金、旅費、設備費、消耗品費及び光熱水料等の国立研究開発法人連携講座等における教育研究（本共同研究を含む。）に必要な経費に相当する額（以下「基礎的経費」という。）、並びに甲の規則により定める研究支援経費を合算した額に消費税及び地方消費税を加算したもの。

　二　第３条第２項第２号より、共同研究員を受け入れる費用で、甲の規則等によるものの額に、消費税及び地方消費税を加算したもの（以下「研究料」という。）

２　共同研究員数が削減された場合であっても、第１０条第１項の規定により支払われた研究料は返還されない。甲が受け入れる共同研究員数が増加した場合は、乙は不足の研究料を支払う。

（活動経費の支払）

第１０条　乙は、別表１に掲げる活動経費を、甲の発行する請求書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。

２　乙が前項に規定される支払期限までに前項の研究経費を支払わないときは、甲は乙に対し、支払期限の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条及び第４１９条で規定する法定利率の割合による延滞金を請求できるものとする。乙は甲からの請求があった場合、これに応じなければならない。

（経理）

第１１条　第９条の活動経費の経理は甲が行う。

（活動経費により取得した設備等の帰属）

第１２条　別表１の活動経費により取得した施設・設備･備品等は、全て甲に帰属するものとする。

（国立研究開発法人連携講座等の中止又は期間の延長）

第１３条　当初からの予測が困難な天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由が生じた場合は、甲乙協議の上、国立研究開発法人連携講座等を中止し、又は国立研究開発法人連携講座等の設置期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は国立研究開発法人連携講座等の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、第１４条の場合を除き、何ら責任を負わないものとする。

２　前項に基づき国立研究開発法人連携講座等が中止された場合、当該講座に雇用されている国立研究開発法人連携講座等教員及び国立研究開発法人連携講座等に係る学部学生・大学院学生に対し、不利益が起こらぬよう、甲乙双方において配慮するものとする。

（国立研究開発法人連携講座等の終了等に伴う活動経費等の取扱い）

第１４条　甲は、前条の規定に基づく国立研究開発法人連携講座等の設置期間の延長により受領済みの活動経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知する。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する活動経費を負担するかどうかを決定する。

２　前条の規定又は本契約の解除により、国立研究開発法人連携講座等を中止した場合において、第１０条第１項の規定により支払われた基礎的経費の額に不用な部分が生じたときは、甲は乙に不用となった額を返還しなければならない。

（本共同研究の取扱い）

第１５条　本共同研究の取扱い及び発明等の取扱いについては、別に定める共同研究契約書による。

（契約の解除）

第１６条　甲及び乙は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合は、14日以内に相手方に対する相当期間を定めた書面にて事態の是正を要求し、当該期間内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができる。

一　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二　相手方が本契約に違反したとき

（損害賠償）

第１７条　甲又は乙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

（契約の有効期間）

第１８条　本契約の有効期間は、国立研究開発法人連携講座等の設置期間と同一とする。

２　本契約失効後も、第１４条第２項、第１７条、本項及び第２０条の規定は、当該条項に定める対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議）

第１９条　本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第２０条　本契約の準拠法は日本法とする。

２　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

　　年　　月　　日

（甲）

（乙１）

　　　　　　　　　　　　　　　　（乙２）

（別表１）活動経費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 年 度 | 基礎的経費 | 研究支援経費 | 研究料 | 合計金額 |
| 第１回 | 　　年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第２回 | 　　年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 第３回 | 　　年度 | 円 | 円 | 円 | 円 |